

入湯税引上げ部分の用途に関する提言(案)

1 入湯税引上げ部分の用途についての協議経過について

「別府のみらい検討会議」（以下、「検討会議」）は、平成 29 年 10 月 27 日以降、6 回の会議での協議を経て、平成 30 年 2 月 16 日に別府市長 長野市長に「入湯税引上げに関する提言」を提出した。別府市は検討会議の提言を受け、平成 30 年第 1 回市議会定例会（3 月議会）に入湯税の税率を引上げる別府市税条例の一部改正について提案し、別府市議会は 3 月 12 日に原案通り可決した。

入湯税引上げが決定されたことから、検討会議は平成 30 年 4 月 4 日から 3 回の会議を開催し、引上げ部分の用途についての基本原則の整理と具体的な用途を協議する新たな組織のあり方について協議を行った。（【別紙 1】委員構成【別紙 2】会議開催状況参照）本提言は「用途について」及び「公民一体の新しい組織のあり方」について各委員から出された意見を取りまとめ、検討会議で確認し作成したものである。なお、協議の中で各委員から個別に発言された考えられる用途については、今後の公民一体の新しい組織で具体的な用途を協議する際の参考として列記する。

2 用途について

「入湯税引上げに関する提言」では、入湯税引上げによる税収の用途は明確にすべきであるという論点を中心に協議を行い、具体的な用途を協議するためには行政と観光事業者等の観光分野に明るいメンバーによる公民一体の新しい組織で観光施策に関する有効活用について協議することが重要であるとした。また、引上げ部分の用途としてふさわしくない事業についても協議する必要があることを意見した。

「用途について」の協議では、入湯税を納税していただく旅館・ホテル等のお客様に納得されるために、入湯税の引上げ部分の用途として適当とされる基本原則を決める作業を行った。各委員等より発言された考えられる用途を類型化し 5 つの基本原則として整理し、また、入湯税の用途としてはふさわしくない事業についても以下のとおり整理した。

（1）引上げ部分の用途として適当とされる基本的な使い方を以下の 5 つの柱とする。

- ①温泉資源の保護、確保
- ②観光客の快適性確保（ストレスフリー）
- ③観光客の安全・安心の確保
- ④観光客を増加させるための事業推進（魅力あふれる温泉地づくり）
- ⑤観光客の受入体制の充実

なお、以下の特徴的な意見及び入湯税引上げ部分の具体的な用途についての参考意見 (P.5-6) については、今後、公民一体の新しい組織において実際に用途を決める際の参考としていただきたい。

■①温泉資源の保護、確保

- ・入湯税は入湯客からいただくという観点から、観光客や市民の参画によるシチズンサイエンスによる研究活動は、自身が参加して別府温泉の保護等に貢献していると思えることから納得が得られやすい。

■②観光客の快適性確保（ストレスフリー）

- ・ストレスフリーは、「どこでも必要な情報が手に入る」、「キャッシュレスの対応」、「移動のための二次交通（主要駅・空港と観光地を結ぶ交通アクセス）の整備」の3つに分類されるが、お客さまの満足度を引き上げることに繋がるので引上げ部分の用途として相応しい。
- ・インバウンド対策については、留学生の声を広く聴き取り密度の濃いものとしてほしい。

■③観光客の安全・安心の確保

- ・サモアの留学生は国の文化としてタトゥーを入れているが、そのために温泉に入れないという話を聞いている。温泉を使う市民の理解を得るためにタトゥーの文化についても議論が必要と思う。
- ・駅の案内所でよく車椅子のレンタルを聞かれる。施設内での貸出はあるがレンタサイクルのように施設外で使えるようなサービスができたらと考える。全国的には三重県や沖縄県にはバリアフリーのツアーセンターがあり、情報発信、器材（車椅子等）のレンタル、ツアー企画等を行っている。

■④観光客を増加させるための事業推進（魅力あふれる温泉地づくり）

- ・別府はたいへん魅力がある。ただし、魅力を工夫して伝える仕組みが不足している

■⑤観光客の受入体制の充実

- ・別府が恵まれている部分をさらに活かしていくため、留学生と行政と産業が連携し、多くの留学生が活躍できる環境整備を行う。
- ・観光産業での雇用対策、人材確保のために、留学生の就労時間に係る特区申請を観光関係団体と協力をして行うことも良いのではないか。

■全体について

- ・用途はゾーンごとに計画的に目標を策定し、最終目標のゴールを設定する。
- ・用途として、これは投資（施設整備等）なのか費用（施設運営等）なのかを明確にして、優先的にどの用途に使用していくことが適切なのかを意識することが大切と考える。

(2) 入湯税の使途としてふさわしくない事業の例

- ①お客様が参加しにくい単発型イベント
- ②特定の事業者の売上げが増加するようなキャンペーン
- ③成果が特定できない事業

3 公民一体の新しい組織のあり方について

(1) 目的

新しい組織は、入湯税引上げ部分を基幹産業の観光振興のため有効に活用していくため、具体的な使途案づくり、事業実施後の評価等を担うこととする。

(2) 構成メンバー

委員長は観光に知見があり、中立的な立場で、リーダーシップを発揮できること。また、委員には別府観光を大所高所から意見できる方、利害関係がなく適切に意見できる方が複数名入ることが望ましい。観光関係者については観光現場に精通し、観光全般に関し高い知見を持ち、具体的に議論ができる適材である方を各団体等から選出する。また、観光関係者及び専門分野の方の意見が必要な場合は、随時会議に招き意見をいただく方法で効率的な協議が図れると考える。

(構成メンバーとして考えられる団体等)

- ①観光の現場に精通した専門的人材
旅館ホテル、観光施設、公共交通、NPO（観光客支援等）など
- ②別府観光（経済）、温泉保護のために意見ができる有識者
大学、銀行、シンクタンク、研究組織、商工団体など
- ③事務局：観光課、温泉課

(3) 人数

多様な角度から意見をいただかなければならないが、あまり人数が多いと協議しづらいため10名程度が適当であると考え。

(4) 任期

実施事業の検証、評価等を継続的に行う必要があり、効果的な事業を選定するためには一定の期間同じメンバーであることが望ましい。

(5) 新しい組織の役割

- ①具体的な実施事業と目標設定の検討
- ②事業実施後の効果検証、評価
- ③報告書の作成

(6) 行政の役割

- ①事務局運営
- ②データ等の資料提供
- ③関係団体等の連絡調整

4 使途の透明性の確保について

「入湯税引上げに関する提言」で提言したように、支払っていただくお客様や徴収の事務を行う特別徴収義務者に引上げ部分の使い方がよく見えるようにするため、条例で使い方を定めた基金を設置して、使途の透明性を確保する必要がある。

5 終わりに

今年度の検討会議では、基幹産業である観光を推進するために実施した入湯税引上げ部分の使途についての基本原則の整理と具体的な使途を協議する公民一体の新しい組織のあり方について議論してきた。検討会議では、使途については5つの基本原則を提言したが、大前提として宿泊客等のお客様から納税していただいた入湯税は、その引上げ部分はお客様が納得される使い方をしなければならないということが委員の総意である。また、新しい組織は別府観光を推進する入湯税引上げ部分の効果的な使い方を公正に協議する組織であり、各団体等の要望を集約する組織ではなく、総花的または要望獲得の場とならないように注意しなければならない。使途に対する各団体等の要望をすべて否定するものではないが、別府観光全体を見渡して優先事業を判断できる組織でなければならない。このことは時間経過とともに薄らいでいくことのないように設立時点でしっかりと押さえる必要がある。

また、入湯税の超過課税導入を機に、今後の別府観光を推進する全体の体制をどう描いていくのが重要となるという意見が出された。使途を協議する公民一体の新しい組織、マーケティング及びマネジメントを担う組織（B-biz Link など）、行政の3者それぞれの役割を明確にして、今後どのように観光振興、観光地経営、人材育成を目指し、それを取り組むための組織図をどう描いていくかが未来の別府観光にとって大切であると考えている。

本検討会議は、入湯税の引上げ部分が別府を訪れる観光客に納得される使い方がされることにより、さらに別府観光が進化し、経済全体が高揚し、市民生活の安定が図られていくことを願っている。入湯税の超過課税導入が後の世代に評価されるよう、公民が連携して全力で別府観光を推進していくことを期待する。

■入湯税引上げ部分の具体的な用途についての参考意見

公民一体の新しい組織での協議の参考として、検討会議での各委員から意見された考えられる用途及び第 1 回検討会議の協議資料として提出された行政として考えられる用途について列記する。

①温泉資源の保護、確保

【別府のみらい検討会議での意見】

- ・温泉の可能性の研究（健康・エネルギー等）
- ・市民参画によるシチズンサイエンスによる温泉と健康、泉源保護等の研究活動
- ・現状把握などの泉源保護についての調査

【行政として考えられる用途】

- ・泉源の保護（現状把握）
- ・一斉調査の実施及び調査結果の分析
- ・温泉掘削等の地域規制の見直しと必要となる調査研究
- ・エネルギーとして未利用熱源等の利活用
- ・高温の温泉排水のエネルギーの有効活用
- ・観光客を受け入れている共同温泉の支援策

②観光客の快適性確保（ストレスフリー）

【別府のみらい検討会議での意見】

（観光客全般）

- ・ネット環境の向上（Wi-Fi の整備等）
- ・キャッシュレス化への対応（カード決済、電子マネー等）
- ・観光客の声をフィードバックできる仕組みづくり（基礎データの収集発信）

（外国人観光客～インバウンド）

- ・旅館ホテルへの同時翻訳機の導入
- ・案内表記の多言語化
- ・多言語対応のパンフレット
- ・外国人案内所の充実（スタッフ増員、開設時間延長）
- ・外国人向け入国前の情報発信
- ・留学生からの情報発信
- ・海外の富裕層への対応

③観光客の安全・安心の確保

【別府のみらい検討会議での意見】

- ・ユニバーサルルームの整備
- ・バリアフリー観光への先行投資（観光施設のバリアフリー化、情報発信、車椅子のレンタルなど）
- ・自然災害による風評被害を防ぐ情報発信
- ・災害時における外国人に対する適切かつ迅速な緊急情報発信
- ・災害時、緊急時のための積立（保険利用）

④観光客を増加させるための事業推進（魅力あふれる温泉地づくり）

【別府のみらい検討会議での意見】

- ・広域連携（別府湯布院温泉郷、阿蘇くじゅう国立公園）
- ・共同温泉、温泉道、温泉科学等の文化面の施策
- ・駅前にシンボリック的象徴
- ・駅の商店街活性化
- ・歩いて楽しめる場所づくり
- ・別府八湯にある別府遺産を、磨き・守り・活かす取組
- ・別府の魅力を工夫して伝える仕組みづくり（魅力の発信）

【行政として考えられる使途】

- ・体験型アクティビティ商品造成、拠点整備、蒸し料理

⑤観光客の受入体制の充実

【別府のみらい検討会議での意見】

- ・働き方改革による雇用対策、人材確保（労働条件、子育て支援等）
- ・留学生の雇用条件の向上（勤務時間数、就労ビザ）
- ・研修事業（コミュニケーション力、語学力、異文化理解、おもてなし等）
- ・経営者の経営力向上
- ・個人旅行者の地域密着型観光
- ・タトゥーを入れている方が安心して入浴できる異文化理解づくり
- ・若年層が市外へ流出しないための取組（観光産業に魅力を持つための研修等）
- ・観光産業に対応した保育所、学童クラブの受入環境整備

【行政として考えられる使途】

- ・お客様の多様な身体状況や旅行に対する希望と、観光地や観光施設をつなぐ窓口設置

【別紙1】 平成30年度別府のみらい検討会議の委員構成

役職等	所属等			氏名
議長	有識者	大分県よろず支援拠点	CCO	関谷 忠
副議長	商工	別府商工会議所	専務理事	堤 健一
顧問	有識者	温泉研究	東海大学海洋学部 海洋文明学科教授	斉藤 雅樹
		(公益財団法人)日本交通公社	観光政策研究部部长	山田 雄一
		(公益社団法人)ツーリズムおおいた	初代会長	桑野 和泉
委員	大学	大分大学	経済学部教授	松隈 久昭
		立命館アジア太平洋大学	副学長	今村 正治
		別府溝部学園短期大学	学長補佐	松浦 倫
	社団法人 NPO法人	(一般社団法人) 別府インターナショナルプラザ	代表理事	隈田 京子
		(NPO法人) 自立支援センターおおいた	理事長	後藤 秀和
		(NPO法人) 別府八湯温泉道名人会	理事長	佐藤 正敏
	観光	別府市観光協会	専務理事	安波 照夫
		日本旅館協会	九州支部連合会会長	鶴田 浩一郎
			大分県支部長	上月 敬一郎
		全国旅館ホテル生活衛生同業組合 連合会青年部	副部長	木村 大成
		旅館ホテル組合連合会	連合会会長 別府市旅館ホテル組合	西田 陽一
			鉄輪旅館組合	甲斐 賢一
			鉄輪・やまなみ旅館組合	西岡 透
			明礬旅館組合	岩瀬 智昭
	杉乃井ホテル		佐々木 耕一	
オブザーバー	国土交通省	九州運輸局観光部長	宇都宮 博文	
	環境省	阿蘇くじゅう国立公園 管理事務所長	田村 努	
	別府公共職業安定所	所長	平井 隆弘	
	大分県企画振興部観光・地域局	観光・地域振興課長	阿部 万寿夫	

【別紙2】 各検討会議の開催状況

○第1回別府のみらい検討会議

日 時 平成30年4月4日(水) 13時30分～16時20分
場 所 別府市保健センター「湯のまちけんこうパーク」1階
多目的ホール
内 容 ①使途について

○第2回別府のみらい検討会議

日 時 平成30年4月24日(火) 13時00分～15時50分
場 所 別府市公会堂1階 講座室
内 容 ①使途について
②公民一体の新しい組織のあり方

○第3回別府のみらい検討会議

日 時 平成30年5月9日(水) 13時30分～16時 分
場 所 別府市保健センター「湯のまちけんこうパーク」1階
多目的ホール
内 容 ①「入湯税引上げ部分の使途に関する提言」案の協議、確認